

シェア畑 農学校 受講規約

シェア畑 農学校 (以下、本校という) は、株式会社アグリメディア (以下「甲」という) が企画・運営する座学と実践の農業学校です。

本校の受講に関して、以下の通り受講規約(以下、本規約という)を定めます。受講申込みにあたって、本規約をご確認いただき、必ずご承諾のうえ、お申し込みください。受講申込みの時点で、本規約の内容を承諾いただいているものとみなします。

(目的)

第1条 本規約は、甲が提供する本校の教育サービスを受ける者 (以下「乙」という) が、教育サービスの運営が円滑に行われること、および受講申し込みに係る契約条件を明確にすることを目的として定められたものである。

(規約の適用)

第2条 規約の適用は次の通りである

1. 本規約は、甲が提供する教育サービスの一切に対し、適用するものとする。但し、本校が法令に反せず、乙の不利益にならない範囲で、書面により特約を締結した場合には、その特約が優先します。
2. 次の各号すべての要件を満たし、本規約を承諾のうえ、指定する手続きにもとづいて受講申込みを行い、甲が申込みを承認した受講生を、乙とする。

(1) 受講申込みの時点で、本規約の違反等により本プログラムの受講を停止されていないこと

(2) 受講申込み以前に、本規約の違反等により退会処分を受けたことがないこと

3. 本プログラムの募集要項に定める、プログラムが開講する期間を、受講期間とする。

(受講申込み)

第3条 受講申込みは、乙が受講申込書に必要事項を記入のうえ、入会金および受講料を甲が指定する方法にて、指定する期日までに、甲へ支払うものとする。また、指定する期日までに支払わない場合は、遅延損害金として、指定する期日の翌日より完済の日までの遅延損害金を年6%の割合にて支払うものとする。また、受講申込み手続きは、本規約の内容を理解のうえ、本規約に定める各条項に承認および同意いただけない場合には、申込みをすることができない。加えて、受講申込みの時点で、受講生となる方が未成年である場合、保護者の方の同意が必要である。乙は、所定の書面によって、保護者の同意を表明する。

(受講資格)

第4条 次の各号に該当する場合、甲は受講制限をできるものとする。

1. 受講申し込み書類の記載内容に、虚偽もしくは著しく不正確な内容が判明した場合
2. 乙の受講申し込みを承諾することで、運営に支障をきたすおそれがあると甲が判断した場合
3. 受講生が未成年である等の理由により、本プログラムへの受講申込みについて法定代理人の同意が必要な場合に、その同意がない場合
4. 乙の反社会的又は不当な行為等により、他の乙の心身に危険を及ぼすおそれがあると、甲が判断した場合

5. その他、合理的な事由により受講が不適切と甲が判断した場合

(サービス利用条件)

第5条 甲の提供する教育サービス利用条件は、次の通りとする。

1. 受講期間は1ヶ月, 3ヶ月, 6ヶ月とする。
2. 受講料は、受講するコースの募集要項により定めるものとする。
3. 入会金は税込 21,600 円とする。
4. 乙は、農作業のみを目的として区画を利用し、借地権、地上権、耕作権その他一切の権利を有しないものとする。
5. 乙が農園の利用にあたって、農園内および周辺や駐車場等で損害やけがを被るまたは自然災害などでの損害を受けた場合でも、甲は一切の責任を負わないものとする。

(契約内容の変更)

第6条 契約内容の変更は、次の通りである。

1. 本校は、適切なプログラム提供を行うよう努めるが、天候や講師の事情によって代理の講師による講義あるいは日時・場所・内容等の変更をやむなく行うことがある。

2. 本校が定める最少催行人数に達しなかった場合、あるいは、講座の開校に支障をきたすやむを得ない事由がある場合には、当該講座の閉校もしくは開講の延期を行う場合がある。その場合、本校がすでに乙から收受した受講料および入会金については全額を返金する。

(欠席および振替)

第8条 座学講義を欠席した場合、講義の録画ビデオの視聴もしくは他コースが同内容の講義を開講している場合、振替え受講ができる。農園における実習講義に関しては、同様なものを実施している場合に限り、振替え受講ができる。

(禁止事項)

第9条 禁止事項については、次の通りである。

1. 乙は、利用する区画にて、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 建物および工作物を設置すること
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること
- (3) 転貸すること
- (4) 野菜または草花等の栽培以外の用途に使用すること。また、果樹、樹木など長期の期間を要する農作物を栽培すること
- (5) 指定された区画以外に立ち入る等、他の利用者に迷惑を及ぼすこと
- (6) 近隣の土地への立ち入り、周辺道路への駐車、大声等、近隣農地耕作者や近隣住民に迷惑を及ぼすこと
- (7) その他、前各項に準じる事由を行うこと

2. 利用区画に関しては、甲が地主との契約のもと共同利用しているため、乙が単独で契約を結ぶことはできない。

(甲の契約解除)

第 10 条 次の各項に該当するときは、甲は受講契約を解除することができる。

1. 乙が本規約に違反したとき
2. 乙が、指定期日までに入会金および受講料の支払いを行わなかったとき
3. 乙が他の受講生に迷惑を及ぼし、甲の指示に従わなかったとき
4. その他、前各項に準じる信頼関係を破壊したと認められるような事由が生じたとき

(乙の契約解除)

第 11 条 甲が適切な教育サービスの提供を行わない場合は、乙は契約を解除することができる。

(受講生情報の登録)

第 12 条 受講生情報の登録方法については、次の通りである。

1. 乙および修了生として登録された個人情報、弊社のプライバシーポリシーにもとづき、適正な管理を行う。
2. 乙は、本校に届け出た連絡先等の情報(以下、「登録情報」という)に変更があった場合、本校運営事務局へ変更の連絡を行う。
3. 登録情報の不備や、変更手続きを行わなかった等の理由により、乙が本コースの提供および附帯サービスの利用を十分に実現できなかった場合において、弊社は責任を負わないとする。

(受講生情報の利用)

第 13 条 受講生情報の利用について、次の通りである。

1. 乙および修了生は、本講座の受講を通じて、甲が知り得た乙の情報を、次の各号に定める利用目的のため、必要な範囲内で収集・取得し、当該利用目的の範囲内で利用することについて、あらかじめこれに同意するものとする。

- (1) 受講生の資格要件を確認するため
- (2) 講座の運営上、必要な事項を乙に伝えるため
- (3) 本講座に付随するイベント、研修会、セミナーに関する情報等
- (4) 本講座の改善に関するアンケート等の実施および検証のため
- (5) 卒業後の進路情報等、本講座に付随するサービスに関する情報提供のため
- (6) 乙および修了生の交流を目的とした情報提供のため

(休学)

第 14 条 休学に関しては、次の通りである。

1. 途中で休学する場合は、甲がその事情を認めた場合、翌年 1 年以内であれば、同コースを受講できるものとする。
2. 休学する場合でも、すでに収受した受講料は返金しない。

(利用区画の返還)

第 15 条 乙は受講期間が終了したとき、または第 10・11 条の規定による解除が発生したときは、甲が原状回復を要しないと認めた部分を除き、すみやかに利用区画を原状に復帰させる。

(解除の場合の返金)

第 16 条 すでに支払われた入会金および受講料は、以下に該当する場合、返金するものとする。

1. 第 6 条第 2 項の場合

2. 契約が解除等により終了し、乙が受講を停止した時より後の講座の分
3. 第 5 条第 3 項の入会金は、返還しないものとする。

(卒業に関する規定)

第 17 条 出席日数が著しく少ない場合は、甲の判断で卒業認定を出さないことがある。

(権利の帰属)

第 18 条

1. 本講座において提供される、著作権、その他の知的財産はすべて甲に帰属するものとし、無断利用は固くお断りします。
2. 乙および修了生が、本講座において甲から提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を複製、転載、改変、編集、翻案、翻訳、送信することを固くお断りします。

(免責事項)

第 19 条 免責事項については、以下のとおりとする。

1. 甲は、教室内および農園における直接的に甲に起因しない事故等についての責任は、負わないものとする。
2. 駐車場の利用は、乙の責任のもとで行う。甲は、駐車場内での盗難および事故、その他トラブルについて一切の責任を負わないものとする。
3. 本プログラムの受講において、乙および修了生が、第三者に対して損害を与えた場合、当該乙および修了生は、自己の責任と費用をもって解決するものとする。

(反社会的勢力等の排除)

第 20 条 乙が次の各号に該当する場合には、催告することなく受講契約を解除することができる。

1. 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業もしくは団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき、または反社会的勢力であった場合
2. 自らの役員(取締役、監査役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が、反社会的勢力に属すると認められるとき、または、反社会的勢力であった場合。その他、反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
3. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。その他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
4. 自らまたは第三者を利用して、他方当事者またはその関係者に対して、詐術、暴力的行為または、脅迫的言辞を用いるなどした場合
5. 自らまたは第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
6. 自らまたは第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合

(受講規約の改訂の事前了承)

第 21 条 教育サービスの円滑な継続のために、本規約が改訂される場合があることを、乙は予め了承するものとする。

以上